

新マンション総合保険 事故状況による割引導入のご案内

2019年10月1日
以降始期用



東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)では、2019年10月1日以降始期のご契約より、新マンション総合保険において、お客様における保険料負担の公平性をより高めるため、事故件数に応じて保険料を割引く「事故状況による割引」を導入します。つきましては、以下のとおりご案内いたしますので、何卒ご理解いただき、引き続き弊社にご用命賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1.事故状況による割引について

(1)事故状況による割引の概要

①適用条件

- 以下のa.b.の条件をすべて満たす場合に「事故状況による割引」を適用します。
 - a.始期日時点で、保険の対象である建物が築2年6か月以上かつ総戸室数20戸室以上であること
 - b.成績計算期間*1における1戸室あたりの保険金支払事故件数*2が0.14件以下であること
- *1 始期日から6か月前の応当日より過去2年間をいいます。
- *2 保険の対象を同一とする保険契約において、成績計算期間内に保険金の支払いがあった事故件数をいいます。
なお、地震保険における保険金の支払いは除きます。

②割引率

- 成績計算期間における1戸室あたりの保険金支払事故件数(以下、「1戸室あたりの事故件数」といいます。)*が0.14件超の場合における保険料を基準に、地震保険以外の保険料に対して「事故状況による割引」を適用します。割引率は、1戸室あたりの事故件数によって異なります。
- 1戸室あたりの事故件数が0.07件超(下表の区分D・E)の弊社更新契約については、以下a. b.の条件をすべて満たす場合、上記にかかわらず、「事故状況による割引【経過措置】」を適用します。
 - a. 始期日が2019年10月1日以降2021年9月30日以前の契約であること
 - b. 始期日から起算して過去2年6か月の間、弊社の新マンション総合保険を契約していたこと

<事故状況による割引の割引率>

1戸室あたりの事故件数	区分	事故状況による割引 割引率	事故状況による割引 【経過措置】 割引率
0件(無事故)	区分A	57%	-
0件超~0.02件以下	区分B	50%	-
0.02件超~0.07件以下	区分C	26%	-
0.07件超~0.14件以下	区分D	13%	26%
0.14件超~	区分E	割引なし	26%



! 割引は保険始期日時点の料率・保険料に対するものであり、築年数の経過や過去からの商品・料率改定等の影響により、本割引が適用される場合でも1戸室あたりの事故件数によっては更新時に保険料が引上げとなる場合があります。

③1戸室あたりの事故件数の算出方法

- 以下【契約例】における成績計算期間と1戸室あたりの事故件数の算出方法は以下のとおりです。

【契約例】

始期日:2019年10月1日、建築年月:2000年10月、総戸室数:100戸室
成績計算期間内に保険金の支払いがあった事故件数:2件



(2)事故状況による割引導入の背景

- 新マンション総合保険は、築年数によって保険金のお支払い額に較差が生じていたことから、築年数に応じた料率体系を導入するなど、これまでもリスク実態に応じた保険料体系としてきました。
- 一方、同じ築年数の建物であっても、過去の事故件数によってその後の保険金のお支払い額に較差が生じており、事故件数が多い契約は、事故件数が少ない契約と比べて、その後の保険金のお支払い額が多い傾向にあります。
- また、現在は、無事故割引によって、事故件数が0件の契約と事故件数が1件以上の契約の保険料は異なりますが、事故件数が1件以上の場合は事故件数にかかわらず概ね同水準の保険料となるため、お客様より「前契約で一度事故があっただけで、保険料が大きく値上がりした。」との声も寄せられていました。
- このような状況を踏まえ、お客様に公平に保険料をご負担いただく観点から、事故件数に応じて保険料を割り引く「事故状況による割引」を導入することとしました。

2.ご契約にあたって(事故件数ご申告のお願い)

- 2019年10月1日以降始期の新マンション総合保険をご契約いただくにあたっては、一定の条件に該当する場合、成績計算期間内に保険金のお支払いがあった事故件数(以下、「保険金支払事故件数」といいます。)を事前にご申告いただく必要があります。
- お客様にご申告いただく保険金支払事故件数の定義は以下のとおりです。詳細は新マンション総合保険の「重要事項説明書」または新マンション総合保険パンフレット等をご確認ください。

【保険金支払事故件数の定義】

マンション管理組合等が契約者となる新マンション総合保険(新マンション総合保険と同種の保険契約を含みます。)において、成績計算期間内に保険金のお支払いがあった事故件数をいいます。なお、地震保険における保険金の支払いは除きます。

※同一の原因によって生じた事故については、1件の事故とみなします。また、成績計算期間内に保険金のお支払いがなかった事故は、ご申告いただく事故には該当しません。

「事故状況による割引」は、リスク実態に応じた公平感のある保険料の適用を目的としており、「成績計算期間内の保険金支払事故件数」を新たな告知事項に設定します。告知事項とは、ご契約時にお客様から事実を正確にご申告いただく項目のことです。ご申告の内容が事実と異なっていた場合、または事実をご申告いただかない場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※このチラシは、新マンション総合保険における「事故状況による割引」の概要についてご案内するものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは『ご契約のしおり(約款)』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

※新マンション総合保険は、マンション総合保険のペットネームです。

[代理店]

[引受保険会社]

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
www.tokiomarine-nichido.co.jp

0272-GJ03-18008-201903
C15-10293 新201903